

マキアヴェッリにおける最善の統治形態

鈴木 宜 則

(2006年 8月28日 受理)

Machiavelli's Best Form of Government

SUZUKI Yoshinori

I 問題の所在

「原理的認識」と「状況的認識」という大胆な二分法によって、三十六年余りに独自のマキアヴェッリ解釈を提示した佐々木毅⁽¹⁾が、その望ましい国家像について問題にしたのは、共和国建設の模範をマキアヴェッリがどの共和国に求めたのかという、それまで「議論の重要性」が「見逃されてきた」とされる「共和国類型論」においてであった⁽²⁾。また、藤原保信は、マキアヴェッリが、「腐敗の防止という消極的な側面においても、よき政治の実現という積極的な側面においても、共和制をよし」とし、「この意味ではマキアヴェリにとって共和制こそ究極の理想的な政治形態であったことは疑いえない」と解釈し、その内実としては、「名誉、勇気、忠誠心、愛国心というような道徳」的「資質に支えられた繁栄せる強力な国家がマキアヴェリの理想である」と断じ、プラトン流に言えば、それは、「軍人（勇気を徳とする）的資質の支配する国家」であると判断している⁽³⁾。更に、デ・グラツィアは、共和国は、他のあらゆる国家形態以上に最大多数の共通善である、同等者間の平等と対外的自由・国内的諸自由を提供するのだから、最善の国家形態であると断定している⁽⁴⁾。

更に、より立ち入った検討を加えているのは、Q. スキナーである。彼は、マキアヴェッリが君主制よりも共和制を明らかに優先させ、その際、ローマの政治理論ではありふれた、君主政・貴族政・民衆政の三要素を併有する混合政体を、法の力によってヴィルトゥを負わせる統治形態であると考えていたことを示している⁽⁵⁾。しかも、スキナーは、混合政体に自由の保持を保証するために、脅威の危険信号を知り、これに対処するために、特別の法や制度を創出するべきだとマキアヴェッリが提案したことを指摘している⁽⁶⁾。

こうした綿密な考察にもかかわらず、スキナーの研究も十全ではないように思われる。その理由は、三つある。第一に、彼がマキアヴェッリが論じた共和国の問題点の一部しか取り上げていないことであり、第二に、イタリアの諸国、特にフィレンツェに共和制が適合しているかどうかの問題

を彼がほとんど論じていないことであり、第三に、混合政体の明確な位置づけを彼が行っていないことである。以上の四例に限らず、マキアヴェッリにおける最善の統治形態像は、これまで十分に解明されていないと考えられる⁽⁷⁾。

そこで、本論文は、マキアヴェッリにおける最善の統治形態を独自の論法によって明らかにすることを目的にしている。その際、同時代人でいずれも行政家兼思想家という共通点を持つ、南欧のフランチェスコ・グイッチャルディーニ並びに北部ヨーロッパのトマス・モアのそれと比較したい。

II 共和制の問題点

周知のように、マキアヴェッリによれば、国家の形態には二つある。一つが君主国ないし王国であり、もう一つは共和国である。課題に接近する前提として最初に、研究・執筆であれ実務であれ、マキアヴェッリが最も多くの時間と精力を注いだ共和国、すなわち統治形態として共和制を採用している国の短所や問題点、これを維持するための条件や注意点に関する彼の見解を明らかにしておきたい。

マキアヴェッリによれば、まず、注意すべきこととして、共和国では、「いちどひどい目にあわせた人物を重要な職や任務につかせてはならない」⁽⁸⁾。その実例は次の通りである(223. 三四五—六)。古代ローマの執政官クラウディウス・ネロが、ハンニバルの弟ハスドルバルとイスパニアで戦い、彼を窮地に陥れたことがある(前207年)。その際ハスドルバルは、和戦を申し入れるかに見せかけて包囲網を巧みに脱出し、ネロは、これを撃滅する好機を逸してしまった。これを知ったローマは、ネロを非難し、侮辱を加えた。そのため、アンコーナのメタウロスで、もう一人の執政官とともにハスドルバルと戦い、これを打ち破ったネロは、「ハンニバル軍と対峙させていた軍隊を撤収させ、一部を率いてマルケ(アンコーナ)に」来るという「危険きわまりない策」を用いたのだった。その理由は、同僚の執政官リウィウス・サリナトレスによれば、以下のようなものだった。「この一戦に勝てば、かつてイスパニアでの戦いで失墜した面目を取りもどせると考えたからだ。万一失敗し、自分のとった手段が反対の結果を生んだとしても、以前あれほど恩知らずのむちゃな仕打ちをしたローマおよび市民に対して復讐となるだろうと考えていたのだ。」

次に、問題点として、第一に、内紛である。マキアヴェッリによれば、「ローマ共和国では、平民と貴族のあいだの内紛がたえなかつた」のだが、「共和国の内紛の原因は、たいていのばあいは、暇をもてあましたり、平和にあきるところからくるもの」である(184-5. 二六〇)。ピストイアは、パンチャティキ家とカンチェリエーリ家の分裂・内紛に付け入ったフィレンツェの支配下に入った成功例であり、ローマ共和国の内紛に介入したウエイイ人とフィレンツェのそれに乗じようとしたミラノ公フィリッポ・ヴィスコンティは、失敗例である(184-5, 233. 二六〇—一, 三六六)。というのは、「共和国の一致団結は、恐怖や戦争によびさまされるものだから」である(185. 二六〇)。

第二に、野心家の危険性である。野心家は、特にある程度腐敗した共和国の場合危険である。マ

キアヴェッリは、主張している。そこでは、「市民はいろいろな手段を弄して君主の座を手に入れることができ、そのさい弾圧される危険もない。しかも共和国は君主国にくらべて、事の運びがにぶいので、人を疑うという雰囲気は少なく、したがって警戒もさほど嚴重でない。そのうえ共和国は有力市民にはひとしおの敬意を払うので、彼らは国家に対して、より不遜で大胆な態度に出るようになる」(209. 三一六)と。したがって、共和国の場合、野心家が「手に入れようとしている目標にむかう道をあらかじめ断ち切っておくのがいちばん適切で、失敗も少なく、かつ容易な方法である」(133. 一三八)。

第三に、嫉妬心である。マキアヴェッリによれば、「一市民が共和国で自分の権力を用いてなにか有意義な仕事を行なうには、嫉妬心を起こさせないようにすることがとりわけ必要である」(236. 三七一)。その実例として、ローマ共和国の「執政官の権限をもつ護民官」だったカミルスは、エトルリア人らによる侵攻からローマを防衛するために、臨時独裁執政官の職ではなく、最高指揮権を他の護民官達に求め、祖国の防衛に成功したのだが、彼がそのための諸措置を講じることができたのは、マキアヴェッリによると、「つねにこの人物が立派な人格と力量とで、仲間の嫉妬心を起こさせなかったから」である(236. 三七一一二)。「この嫉妬心というものは、多くのばあい、人びとがりっぱな活動をするさまたげとなるものだ。換言すれば、上述の嫉妬とは、きわめて重大な事態にあたって、一人の人物にどうしても与えねばならない権力の委任を認めないように働きかけるものである」、と彼は考えていたのである(236. 三七二)。

第四に、「共和国のなかで、野心にかりたてられて」、「表向きは誠実そうなやり方」によって、「なんの障害にもつきあわずに権力を掌握する」、「独裁者とその一派」が出現し易いことである(128. 一二七)。そのため、これを予防するための法整備をマキアヴェッリは主張している。「いやしくも共和国たるものは、善意という衣をまとって、そのかげで権力を握りつつ悪事を企もうという人物が一人たりとも現われてこないように、十分に法律を整備しておかなければならない。それと同時に、自由を守る者には名声を与え、これを損なうような者には、名声を与えないようにすべきである。」(128-9. 一二七)しかも、『ディスコルシ』の最終章の標題の前半に、マキアヴェッリは、「共和国が自由を維持していくためには、たえず時代に即応した法律制度を編みだしていかなければならない」(253. 四〇八)、という文言を掲げ、法の改革を強調しているのである。

第五に、「太平の時代の共和国にあつては、すぐれた人物はさして評価されない」という欠陥がある(222. 三四三―四)ことである。これは今日的な問題でもあるが、マキアヴェッリは、恐らく感情移入しつつ述懐している。「まれに見る大人物は、国家が太平を楽しんでいる限り、とかく粗末にあつかわれがちなものであつたし、将来にわたって常に無視されよう。なぜなら、彼の力量によれば当然手にはいる名声を、太平の世に生きる民衆は、嫉妬のあまり奪い取ってしまうからだ。」(222. 三四三)

それだけではない。こうした通弊は、大きな禍を招き易い。マキアヴェッリは続ける。「この弊害は傑出した人びとを二通りに憤慨させる。一つは、自分にふさわしいあつかいを受けていないこ

とに対する恨みであり、他の一つは、自分よりも劣ったくだらない輩が同僚や上官としてのさばっているのを見なければならぬことである。」(222. 三四四)それゆえ、「このような共和国の通弊は、えてして破滅をもたらす原因となる。なぜなら、不当に軽んぜられていると感じる市民は、時代が太平に流れて緊張感を欠くからにはほかならないと判断して、国家に害をおよぼすような戦争を新たに起こして、世の中に一騒動もちあげてやろうと努めるようになるからである。」(222. 三四四)

しかし、これには打つ手がある、とマキアヴェッリは言う。「この対策としては次の二つの方法がある。一つは民衆を貧困のままにしておくことだ。そうしておけば能力もないくせに富を持って、自分のみならず他人まで墮落させてしまうことがないようになる。いま一つは、初期のローマに見られたように、いつでも戦争にのぞめるよう準備に心がけ、評判の高い市民を常時必要とするようにしておくことである。」(222. 三四四)

けれども、優れた人材を登用することにも、問題がないわけではない。マキアヴェッリは述べている。「共和国は、名声のある市民がいなくては成り立たないし、立派な政治が行なわれないことは事実である。だが一面、この市民の名声が、共和国にとって専制政治を生む原因をつくる。」(235. 三六八)これを防止するためには、「しっかりした組織をつくって、一市民の名声が都市や都市の自由にとって害にならず、むしろ役だつような方向にもっていくべきである。それゆえに、その市民が名声を獲得した手段について検討しておかなくてはならない」(235. 三六八)。マキアヴェッリによれば、名声獲得の手段として、「公的手段」と「私的手段」とがあり、「公共の福祉のために立派な意見を述べ、みごとな活躍をして、一人の市民が名声をあげ」る前者は無害であるが、後者による場合は、「危険きわまりなく全面的に有害だ」(235. 三六八―九)。

更に、共和国を建設する際に注意すべきことがある。その一つが、極刑を言い渡す主体の問題である。マキアヴェッリは主張する。「共和国をつくりあげていこうとする者にとって、心しておかなければならない色いろの問題のなかでも、わけても重大なのは、その市民に対して、誰が死刑の判決を言いわたす権限を掌握するのかをよく検討しておくべきだ」(131. 一三四)、と。この命題の根拠としてマキアヴェッリが示した実例が、フィレンツェ、ヴェネツィア、古代ローマであった。

その内失敗例は、「フィレンツェや、それに似たような隷属状態という発生条件をそなえているその他の都市のぼあい」である(132. 一三五)。そこでは、当初死刑判決の権限を国家支配者が任命した外国人に、後には八人の委員に与えられたが、彼らは、少数の有力者の手先に墮した(132. 一三五)。一方、成功例は、ヴェネツィアやローマである。前者の場合、初め十人会に、後には別に、四十人会に対していかなる市民をも控訴なしに処罰しうる権限を与え、貴族に対してはプレガイと呼ばれるより上級の委員会を設置してその処罰権を与えたという(132. 一三五)。また、後者の場合、通則として平民に対して控訴できる権利を認めていたが、緊急の際は、臨時独裁執政官自らが即決する応急策を用いたのである(131. 一三四―五)。

もう一つが、対象地域の社会的構成の問題である。マキアヴェッリによれば、君主国とは反対に、「偉大なる平等がはっきりとうちたてられているか、さもなければ、これまでに存在していたことのある場所がらを選んで共和国を建設すべきだ……これを守らないことには、その政府はちぐはぐなものとなり、とても長くはつづかぬことになろう」（138-9. 一五一）。したがって、「特権階級がうようよしているところで共和国の樹立を計画するならば、まずもってその貴族どもを打倒しておかなければ、実現は不可能だ」（138. 一五〇）。

最後に、共和国を維持するための条件として、これを本来の姿に戻す改革ないし革新運動を起こす必要がある。マキアヴェッリは述べている。「制度の力でしばしばみずから改革したり、あるいはその制度の力をかりずに、なんらかのきっかけで改革と同様の成果をつかみとるような共和国や宗派は、より整然たるもので、さらに永続的な生命をもつものである。そして革新運動が起きないものが、長つづきしないことは光よりも明らかである。革新する方法は、……本来の姿にもどすことにほかならない。」（195. 二八五）マキアヴェッリによれば、「共和国が本来の姿にもどるのは、外からの圧力に起因するか、あるいは自発的な判断の結果によるかのいずれかである」が、「すぐれた法律と傑出した人材によって」、「本来の姿」すなわち「創設期にもっていた名声」を「とりもどすように努力しなければならない。外部の力をかりて実現しよう、などと考えるはならない」のである（195, 197. 二八五, 二八九）。その際、法律を活かすのは人間である、と彼は考えていた。曰く、

「ローマ共和国をその創設期の姿にたちもどらせた法律とは、平民出身の護民官および監察官の制度、さらには人民の野心や思いあがりやを封じこめる、そのほかの法律であった。このような諸制度に血をかよわせ、実際に効力を発揮させるためには、どうしても一人の人物の力量を必要とする。つまり法律を犯そうとする有力者に対し、勇気をもって対決し、法を執行する人物がいなければならぬのである。」（195-6. 二八七）

そして、マキアヴェッリによれば、「国家を創設期の体制に復帰させるためには、ふつうただ一人の人間の力量だけで足りる」（196. 二八八）のである。

しかし、こうした人物が現れなかった場合はどうか。また、ほかに重大な危機はないのであろうか。マキアヴェッリは、上述の一度祖国から侮辱を受けた執政官ネロを素材にした、『ディスコルシ』の第三卷第十七章の末尾のところで述懐している。「共和国に起こりがちなこの種の悪弊については、これで大丈夫という対策がないので、永遠に繁栄をつづける共和国の建設は不可能だ。どの道をたどっても、行きつく先は国家の破滅だからである。」（223. 三四六）ベネデット・フォンタナも指摘しているように、マキアヴェッリのあるべき政体に関する考察の中心には、自由と支配との間のローマ共和国との基本的な対照があったのである⁹⁾。

それでは、このように、問題点や注意すべき点の少ない共和国を君主国と比較した場合、どちらが優れているとマキアヴェッリは考えていたのであろうか。

Ⅲ 共和国の優位性

マキアヴェッリによれば、「君主というものは、我が身の安泰を願う以外は、なにごとにも念頭にはないもの」であり(111. 八五)、部下の将軍の大勝利が生み出すような「猜疑心の強さというものは、もともと君主にそなわった本性ともいうべきものなのだから、君主がいかに自戒してみたところで、この悪徳からのがれうるものではない」(111. 八五-六)。猜疑心を消し去ることができないのは、共和国の人民も同様であり、「すでに腐敗してしまっている共和国」に立派な人物を冷遇するような風潮が持ち込まれると、カエサルの場合のように、「僭主政になってしまう危険がきわめて高いのがふつうである」(111-2. 八六)、とマキアヴェッリは考えている。

一方、完全には腐敗していない共和国に「自由擁護の精神が導入されるようになると、共和国にまたとないしあわせをもたらすものになり、その国の自由を長期にわたって継続させる原動力ともなるのである」(111-2. 八七)。また、民衆は、人物や業績について過大評価しがちであるが、彼らが高位高官を選ぶ時に適切な相談役を持つ場合には、「君主よりもずっと判断のあやまちが少なくなる」(242-3. 三八四-五)、とマキアヴェッリは見ている。

加えて、共和国の方が優れた人物に恵まれるとされる。彼は、別の著作の中で主張している。「より卓越した人間は王国よりも共和国出身の方が数では勝る……なぜなら、共和国はしばしば人物に力量を与えるが、王国は力量を恐れるからだ。そこで共和国が、力量ある人物を育成するのに、王国はその種の人材を消し去ってしまう。」⁽⁴⁰⁾更に、マキアヴェッリによれば、共和国は威厳のある存在であった。曰く、「強い共和国や卓越した人物は、どんな運命に対してもすこしも変わらない気迫と威厳とをそなえている」(237. 三七四)、と。その証拠として、彼はカミルスやローマを引合いに出している。前者についてマキアヴェッリは言う。「弱い人間」とは異なり、「偉大な人間は、どんな環境に置かれてもつねに変わらないことが知れる」(237-8. 三七四-五)。また、後者について彼は言う。「どんなみじめな運命におちいてもけっして卑屈になることはなく、かといって幸運に恵まれても、けっして傲りたかぶることはなかった。」(238. 三七五)

しかも、マキアヴェッリによれば、共和国は、君主国に比して繁栄の度合と持続性において遙かに優れている。彼は、ハンニバルと対戦したファビウス・マクシムスとスキピオを引合いに出して、述べている。「共和国は君主国にくらべてはるかに繁栄し、かつ長期にわたって幸福を享受できる……なぜなら共和国では国内にいろいろな才能をそなえた人間が控えているので、時局がどのように推移しようと、これにより巧みに対応していくことができるが、君主国のばあいはそうはいかないからだ。」(213. 三二五)マキアヴェッリにとって、状況への対応能力の点で、共和国が君主国を超えていたのである。

その上、共和国は、偉大であることに加えて、公共の福利 (*bene comune*) の実現においても優れていた。マキアヴェッリは主張する。

「国家が領土でもその経済力でも大をなしていくのは、かならずといってよいほどその国家が自由

な政体のもとで運営されているばあいにかざられている……その国王の絆から脱したローマが、あの大帝へと成長をとげていったことについては、……理由はいとも簡単に理解できる。つまり個人の利益を追求するのではなくて、公共の福祉に貢献することこそ国家に発展をもたらすものだからである。しかも、このような公共の福祉が守られるのは、共和国をさしおいては、どこにもありえないことは確かである。つまり、共和国にとって利益になることなら、なんでも実行されるからだ。」(148. 一七五)

以上要するに、マキアヴェッリにとって「君主が支配していることよりも、人民が統治権を握っていることのほうがまさっている」(142. 一五八)のである。このように、様々な問題があるにも拘わらず、共和国は君主国より優れている、とマキアヴェッリは考えていた。

彼によれば、こうした共和国には二つの種類がある。佐々木毅も指摘しているように、一つがローマ型であり、もうひとつはスパルタ・ヴェネツィア型である。両者を比較する際にマキアヴェッリが基準の一つとしたのが、自由を保持する能力である。マキアヴェッリの問題の立て方は、次のようになる。「すべての国家は、貴族と民衆から成り立っているので、……自由守護の大役をそのどちらにゆだねたものか、という疑問が起こってくる。ラケダイモンでは、また現在ではヴェネツィア人がそれを貴族の手にゆだねたし、ローマ人は平民にゆだねたのである。」(83. 二四)彼の答えは、議論はあるだろうが、「結果だけから判断すると、どうやら貴族の手に委ねるほうを取りたいと思う。というのは、スパルタやヴェネツィアの自由のほうが、ローマよりはるかに長つづきしたからである」(83. 二四)というものであった。

それぞれについて具体的に見てみよう。ローマの場合、「二つの階級のうち、自由を奪いとうろろという気持ちの弱いほうに、自由の監視を委せるべきだ」とマキアヴェッリは主張する(83. 二四)。その理由は、次の通りである。「貴族が支配したいという強い欲望に燃えているのに対して、平民は支配されまいとする一心である。したがって、貴族が自由を奪おうとすることほどには平民は自由を奪うことを願うものではないので、彼らは自由な生活へのより強烈な意欲を示すのである。そこで、平民が自由を監視する役をまかされる段になると、彼らは自由をはるかに慎重に処理するし、また自由をひとりじめにもできないから、他者が自由を奪うことを許さない」からである(83. 二四)。

また、スパルタやヴェネツィアの場合、逆に、貴族に自由の監視の役割を委ねることに利点があるとすると、両国の採った方法に賛成する人々の意見をマキアヴェッリは紹介している。その利点は二つある。一つは、「貴族が指導権を握れば、国内で強い立場に立つことになるから、彼らはもうこのことだけで満足する」ことであり、もうひとつは、「動揺しやすい平民の心が、権力に食指を動かすことを防止するのに役だつ」ことである(83. 二四―五)。「すなわち、平民の欲望を野放しにしておけば、際限のない不和と紛争を国家にうえつけるもととなり、貴族をどうにもならない絶望に追いこんで、あげくの果てはぬきさしならない事態を引き起こしてしまうものなのである」(83. 二五)、と彼は考えるのである。

それでは、マキアヴェッリにとって、どちらが正しかったのであろうか。彼は、次のように結論づけている。「ローマのように支配権を確立していこうと努めている国を考えるか、あるいは、すでに手に入れた国力を維持していくだけでよい国家を君は考える。第一のケースでは、ローマのように全部ことを処理する必要がある。第二のケースは、ヴェネツィアやスパルタにならうことができる。」(84. 二五) 彼にとってどの類型を選ぶべきかを分ける基準は、支配権の確立の有無であった。

それでは、そもそもこうした共和国を建設すること自体を、マキアヴェッリはどう考えていたのであろうか。

IV 共和国の建設

既存の政治体制の改変一般の問題について、マキアヴェッリは次のように述べている。「一国の政体を改革しようとする人は、改革がみんなに受けいれられて、またみんなが満足してこれを維持していくのをのぞむように、せめてこれまでの制度の外見だけでも残しておく必要がある。すなわち、新しい制度の実体が、これまでのものとまったく無関係なものになったとしても、人民が、なんの変更もなかったとおもいこむようにしむけなければならない。というのは、大多数の人間は、実体と同じくらいに外見にも心を奪われがちなものだから。というよりは、むしろ実体はそっちのけにして、外見だけで動かされることが多いからである。」(108. 七九)

そのため、ローマ人は、「共和政（「共和制」の方が適訳。筆者）の当初に」、「一人の国王の代わりに、二人の執政官」を置き、毎年行われていた犠牲の例祭の儀式の主催者として「犠牲祭の王」を創設し、この職を最高聖職者に委ねたとされる(108. 七九)。また、マキアヴェッリによれば、「行政官の人員や権限や、その任期をすっかり変えてしまうようなことがあっても、少なくとも昔ふうの名称だけはそのままにしておかなければならない」(109. 七九)。これらの事柄は、「国家の旧来のしきたりを払拭して、新しく自由な方式を導入しようと考えている人なら、誰でも守らなければならないことである。」(109. 七九)、と彼は主張するのである。

その際、二つの統治形態を分けるものは、理念的には平等の原則であり、現実的には貴族の存否である。マキアヴェッリは述べる。

「特権階級がうようよしているところで共和国の樹立を計画するならば、まずもってその貴族どもを打倒しておかなければ、実現は不可能だ。一方、きわめて平等感が浸透している地方で、王国または君主国をつくろうとすれば、平等な社会のなかから、野望をいだき事を好む多くの連中を抜擢して、名目だけではなしに、実際に貴族の仲間に加えて、城や領地、さらには金の力や、供の者までも与えてやらない限り、やはりその実現は不可能だ。」(138. 一五〇)

これに対して、他国を征服した者の場合、事情は異なる。マキアヴェッリは、新君主が配慮しなければならないことを挙げている。

「とくに自分の権力の基盤が弱く、かつそれまでの君主政や共和政（「共和制」の方が適訳。筆者）の原則を用いたくなければ、自己の支配権を確保しうる最上の手段は、君主になったはじめから、国家全体を抜本的に改革してしまうことである。……つまり、その国の古くからあるものならなんでも、元のままにしておいてはいけないのである。」（109. 八〇）

彼が具体的に示しているのは、旧位階・階級・身分・富を廃止し、古い都市を破壊すると同時に、新たな職名・権限・陣容の行政官を任命して国家を統一し、貧富を逆転させ、新都市を建設して住民を移住させることである（109. 八〇）。

こうした「絶対的権力」を行使しうる政体は、マキアヴェッリによれば、多くの論者と同様に「僭主政（*tirannide*）であり（109. 八〇）、「人間は中道をとって、そのためにたいへんな危険に引きずりこまれるものだ」けれども、「善行という第一の道すじをとりあげるのに気がすすまぬ人間にとっては、彼が持っているものを手中にしておきたいときには、この好ましくない道に入るのが得策である」（109. 八〇—一）。ここで注目すべきことは、マキアヴェッリが僭主政を悪とは考えていなかったことである。彼にとって重要なことは、必要な権力が必要な時に行使できることであつた。

マキアヴェッリは、マーニャ共和国を参考にして、イタリアに共和制を導入しうる条件についても論じている。その障害になるのが、特権階級の存在である。これには二種類ある、と彼は考えていた。一つが、「ありあまる財産からの収入をあてに、無為にその日を送り、生活の資を得るために耕作にはげんだり、あるいはそのほかの骨の折れる仕事に精をだすような心配ごとのない連中」であり、もうひとつは、こうした「財産をもっているだけではなく、城郭を支配して、自分に隷属する領民を従えている手合い」であり、より悪質なのは後者である（137-8. 一四九）。マキアヴェッリによれば、「あらゆる自由な市民の政治には、真正面から反対する」「この階級」に満ちている「ナポリ王国、ローマ地区、ロマーニャ及びロンバルディーア」の「地方に、共和政体（*una republica*。「共和制」の方が適訳。筆者）を導入しようとしても、とうてい不可能なことであろう。けれどもある人物が秩序を導入しようとして支配者になったとすれば、そこに王国を成立させる以外に方法はない。……彼は、その絶対的かつ無制限の権力を行使して、貴族の勝手気ままな野望や腐敗墮落を食い止めなければならないのである」（138. 一四九）。

これに反して、フィレンツェ・シエーナ・ルッカのような共和国が古くから存立し、城持ちの城主がなく、貴族も全くないか極めて少数のトスカナ地方（138. 一四九）の場合、事情は異なりうる、とマキアヴェッリは考えた。トスカナについて彼は述べる。「この地方は、平等感が普及しているので、古代文化について知識をたくわえた一人の聡明な人物が現われれば、ここトスカナには、容易に共和国の制度が導入されるようになっていたはずだ。ところがこの地方のもって生まれた運の悪さもひととおりではなかつたので、今日にいたるまで、この地方全体に共和政（「共和制」の方が適訳。筆者）をしきうるような人物は一人として生まれてこないのである。」（138. 一四九—五〇）

この生来の「運の悪さ」とは何か。それは、マキアヴェッリの時代においては、外国の軍隊のイタリア侵攻と教皇庁の存在であるように思われる。具体的には、たとえば、フランス王ルイ十二世が一四九九年にイタリアに侵入した際、フィレンツェ・ルッカ・ピーサ・シエーナの市民達が彼に友好関係を求め、また、ルイは、教皇アレクサンデル六世のロマーニャ地方の占領を手助けした、と彼は『君主論』において指摘しているのである⁽¹¹⁾。そのもう一つの原因を、マキアヴェッリは、国内の分裂・内紛に求めていたように思われる。彼は、『フィレンツェ史』(1520-24年著)の序文の中で書いている。「貴族と平民の間の分裂は、……当時繁栄していたあらゆる共和国でも同様だった。しかしフィレンツェの場合、まず最初に貴族の間で分裂し、続いて貴族と平民の間で分裂し、そして最後に、平民と下層民の間で分裂した。多くの場合、両派の内で優位に立って生き残ったほうの党派が、二つに分裂するという事態が生じた。そうした分裂から、記録が得られるいかなる都市にも生じなかったほど、多数の死者と亡命者と家族の破壊とが生じた。」⁽¹²⁾

その上で、マキアヴェッリは主張する。「もしも、フィレンツェが皇帝権から解放された後に、その統一を保持しうるような政体を取るという幸運を得ていたら、疑いもなく古代と現代のいずれにおいても、それに優る共和国を私は知らなかったことだろう。それほどまでに、その軍勢力と勤勉の力は充実していたはずである。……アレツォとの戦争に、フィレンツェの市民だけで騎兵千二百騎と歩兵一万二千人を市から動員しているからである。」⁽¹³⁾ここから読み取ることができるのは、第一に、「特に注目に値する」分裂⁽¹⁴⁾がなかったならば、フィレンツェが最善の共和国になっていたであろうこと、第二に、自前の軍隊の重要性をマキアヴェッリが考えていたことである。

なお、マキアヴェッリは、「小ロレンツォ公没後のフィレンツェ統治論(一五二〇年末または二一年初頭著)」においても、共和制のフィレンツェへの適合性について述べている。

「共和政体がふさわしい国で君主政体を採用したり、反対に君主政体に適している国に共和政体を押しついたりすることは困難なことであるのみならず、非人間的でもあり、情け深く善良であると思われたい人にふさわしいことではない。だから筆者は君主政体に関してこれ以上論じることを避け、共和政体に限って論述を進めよう。実にフィレンツェこそは、共和政体を採用するのにもっともふさわしい国柄であ……ると考えられるからである。(「共和制」の方が適訳。筆者)。」⁽¹⁵⁾

V 最善の統治形態

マキアヴェッリは、「一般の識者たち」と共に、政体(stato⁽¹⁶⁾)には君主(principato)政・貴族(ottimati)政・民衆(popolare)政の三種類があり、また、「多くの人が具眼の士と認める別の識者」と共に、これらの「よき政体」に墮落形態である僭主(tirannico)政・寡頭政(stato di pochi)・衆愚(licenzioso)政という三つの「有害な政体」を加えた、六種類の統治(sei ragioni governi)があると考えている(79. 一五一一六)。また、民衆政は間もなく無政府状態(disfatto lo stato)に陥り、やがて君主政に返って、この順序で循環運動を繰り返すものである、とマキアヴェッリは、

ポリビウス⁽¹⁷⁾同様歴史を見ていた(80. 一八)。

更に、マキアヴェッリによれば、「一貫した分別や力をもたない国家が混乱状態におちいると、その国よりもはるかに秩序を保っている隣国に従属させられるのがたいいの成り行きである。……このような隣国による吸収という事態が起こらないと仮定すれば、その国は際限なく諸政体の循環をくり返すことだろう」(80. 一八)。こう推定した上で、マキアヴェッリは次のように結論づけている。すなわち、「上述のすべての政体は、どれもこれも欠点にみちたものだと、私は敢えて言おう。つまり、よいほうの部類にはいる三つの政体は、命の短さのゆえにであり、別の三つの悪しき政体は[もって生まれた邪悪の]ゆえにである」(80. 一八)と。

それでは、良い政体で長続きするものは存在しないのであろうか。マキアヴェッリによれば、これらのどの政体の純粹型も短命であるが、「最初の三つの、よき政体のもつ性格のどれをも含んだ一つの政体」であれば、「もっとも堅実で安定した政体」である(80. 一八)。その理由は、「同じ都市のなかに、君主政、貴族政、民衆政があれば、おたがいに牽制しあう」ことに求められている(80. 一八-一九)。これをポーコックと共に、「権力の組織上の配分」⁽¹⁸⁾と言うことも可能である。

こうした言わば混合政体を作った者の中で最も高名なのがリュクルゴスである、とマキアヴェッリは考えていた。後者は、前者について語っている。「彼は国王、貴族、民衆に、それぞれ本来の機能を十分に発揮できるように割りふりを考えながら、スパルタの法律を組みたてた人物である。その国家は、八百年以上も永続したが、[この法律のおかげで、]彼の名声は後世にまでとどろきわたり、その都市は静穏を楽しむことができたのだった。」(80-1. 一九)。伝説上の人物が制定したという伝承に基づくリュクルゴス体制は、概略次のような特徴を持っていた⁽¹⁹⁾。そこでは、最高の決定機関である民会のほかに、二人の王と二十八人の長老からなる長老会が置かれ、長老会に民会の決定に対する拒否権が与えられていた。王の権限は、軍隊の指揮権と国の祭祀を司る権限に限られ、二人王制は前二世紀まで続いたが、前六世紀からは、一般市民の中から民会によって選出された五人の監督役が国政の最高権を握った。

一方、ローマの場合、スパルタとは異なり、「よき立法者をもつという一等級の幸運には恵まれなかったが、[すくなくとも]それに次ぐ利点をそなえていた。……ローマの政府は執政官と元老院からなっており、……民衆政はとりいれられないままであった。そのため、ローマの貴族は、……横暴になり、人民を貴族にたいして立ち上がらせることとなった。……護民官の創設がもたらされて、ローマ共和国はより安定したものとなり、上述の三つの政体の要素が、すべてそれぞれ所を得ることとなった。……権力の所在が国王や貴族から人民へと移行した……ローマは、……それら三者がまざり合って完全な国家(*una republica perfecta*)をつくりあげていたのである」(81. 一九-二〇)。

ここに三つの重要なことが示されている。第一に、護民官が平民の利益を代弁する制度であること、第二に、共和制のローマが「完全な国家」であること、第三に、元老院と執政官は、共和制の中の機関であることがこれである。そして、これらのことは、マキアヴェッリの最善の統治形態が

実現可能なものであると彼によって考えられていたことを示している。

また、今引用した文章の中で省略した所には、次のような記述がある。すなわち、「ロムルスはじめほかの国王すべてが……つくった……法律の目的とするところは、王国をつくるためのもので、共和国のためのものではなかった」(81. 一九)と。ここに、当然のこのようであるが、国王の存在は共和国と相容れない、とマキアヴェッリが考えていたことが分かる。なお、既に見たように、本論文の第二節の野心家の問題の所でも両国が区別されていた。したがって、マキアヴェッリは、君主政・貴族政・民衆政の三要素が混ざり合った混合政体が、共和国においてのみ実現しうるものと考えていたことになる⁽²⁰⁾。

ここに、マキアヴェッリが、三つの政体もしくは六つの政体の区別を行う時、それは、君主政ないし王政が君主国または王国で成立するものであり、貴族政と民衆政は、共和国において成り立つという伝統的な用法だった⁽²¹⁾。その根拠は二つある。彼が第一に、すべての政治体制 (*stato*) すなわち、「すべての支配権 (*domini*) は、昔も今も共和政(「共和制」の方が適訳。筆者)かさもなければ君主政である」⁽²²⁾と断言していること、第二に、「すべての共和国 (*republica*) は、貴族 (*grandi*) と民衆 (*popolari*) から成り立っている」(83. 一八三)、と述べていることである。それゆえ、マキアヴェッリは、国家の形態として王国と共和国の二つの類型を考えていたのである。

この意味で、Q. スキナーが『ディスコルシ』がもつばら君主国とは対立するものとしての共和国だけを問題にしている」のではなく、「彼の関心は……『共和国であれ君主国であれ』その支配形態に関係なく、都市の統治にある」としながらも、共和制を君主政に優位させていると解釈している⁽²³⁾のは、十分ではないように思われる。理由は二つある。第一に、マキアヴェッリが混合政体と言う時、彼は、共和国 (*res publica*. 公共のもの) を前提にして考えていることである。というのは、彼が政体 (*stato*) には、「君主政、貴族政、民衆政と呼ばれる三通りの種類があって、都市を建設しようとする人は、自分の目的にいちばんかなうように思われるものを、これらのなかから選ぶべきだ」(79. 一五-一六)と述べていることから明らかのように、マキアヴェッリにとって共和国は、政治体制とは異なる次元の概念だったからである。第二に、彼は、「君主が支配していることよりも、人民 (*popoli*) が統治権を握っていることのほうがまさっている」(142. 一五八)、と繰り返し述べ、人民支配の優位性を強調しているのである。それゆえ、訳者の永井三明が、「『ディスコルシ』の修辭的な柔軟性は他の政治形態に比して共和国のすぐれた特徴を強調することが根本であった」⁽²⁴⁾、としているのは正しい。

更に、マキアヴェッリによれば、ローマが上記のような「完璧な状態に到達しえたのも、……平民と元老院との軋轢という事態をとおしてなのである」(81. 二〇)。より具体的には、「平民 (*la Plebe*) と貴族 (*la Nobilitate*) とのあいだにかもしだされた多くの混乱や騒動や反感の危機をへて、平民をまもるために護民官 (*de' Tribuni*) が設立されるはこびとなった。この護民官は、多くの大権と榮譽を賦与されていたので、つねに平民と元老院のあいだを調停して、貴族の横暴を阻止することができた」(82. 二一)、とマキアヴェッリは見ていたのである。それゆえ、マキアヴェッリは、

たとえば平民の会議である民会による法制定ではなく⁽²⁵⁾、その利益を守るための機関が存在することを重視していたわけである。

次に、最善の統治形態について、マキアヴェッリの同時代人グイッチャルディーニとトマス・モアはどう考えていたのであろうか。前者は、明示的には特定の形態を指定しなかった。彼は、『リコルディ』（1512-30著）の中で語っている。

「共和国においては自由が正義を与えるのである。正義の本来の目的は他ならぬ一人の人間が他の人間によって圧迫されるのを阻止することにある。従って、一人による統治、あるいは少数者による統治において正義が行われていることに確信できれば、自由を強く望む理由はなくなるであろう。古代の賢人や哲学者は自由な統治を他のものより称讃せず、法と正義にもっともよく成功している統治を好んでいるのは以上の理由による。」⁽²⁶⁾

このように、グイッチャルディーニは、『リコルディ』において君主政・貴族政・民衆政のいずれの形態も最善視せず、「正義」(giustizia)が行われることを重視していた事が分かる。末吉孝州は、ここに「法と正義が維持されているのであれば、統治形態はいかなるものでもよいというグイッチャルディーニの技術主義」を見ている⁽²⁷⁾。しかし、他の論文が少数者の資質を重視している事に鑑みて、彼は、貴族政を重視していたように思われる⁽²⁸⁾。

これとは異なり、モアには特定の最善の統治形態があった。それは、『ウートピア』（1516年）及び警句詩「何が最善の統治形態か」（1518年）において示されている。後者では、構成員数と民衆によって選ばれるという点で、王政に対する議会政の優位性を彼は主張している⁽²⁹⁾。前者においては、解釈の複雑な問題を省き結論だけ言えば、民衆に基礎を置きながらも、知的、道徳的に優れた哲人が統治する、共和制を骨格とする一種の混合政体をモアは最善の形態として提示した⁽³⁰⁾。もっとも、彼は、ウートピア国の統治形態を実現することが至難だと考えていたのであるが。この限りにおいて、南方ルネサンスを代表する一見現実主義的なマキアヴェッリと、北方ルネサンスの代表者の一人で、一見理想主義的なトマス・モアとは、奇しくも類似した最善国家像を共有していたことになる。

VI 結 論

以上のように、マキアヴェッリは、国家の発展には公共の福利への貢献が必要であり、これを守るのは何よりも共和国に他ならず、しかも、民衆政・貴族政・君主政の三要素を併せ持つ混合政体の共和国を最善の、それも実現可能な統治形態だと考えていた⁽³¹⁾。この問題に関する従来の議論が必ずしも十分生産的でなかったのは、二つの理由によるものと考えられる。第一は、彼が政体(stato)ないし広義の政府と国家(republica)ないし都市(città)とを、厳密とは言えないが、概念上区別していたことに多くの論者が注目してこなかったことである。第二は、彼の用語法が十分明確に整理されていないことである。これは、ひとつには、マキアヴェッリがルネサンスという転換

期の政治思想家兼行政家だった事によるものと解される。

「一国の生命を救い、自由を維持すること」⁽³²⁾ を至上命題とし、現実政治に即して考えるマキアヴェッリに対して、こうした靈感を与えたのが、力量 (virtù) と幸運に恵まれた古代ローマ共和国であった。彼は、これを絶賛している。「ローマほどの発展をとげた共和国が二度と現われなかったということは、もとをただせば、いかなる共和国でも、ローマと同じ大目的（「広大な版図を手に入れること」。筆者）に向かって国家体制を整備したものがなかったからである。」(146. 一六九)

以上を図式的に要約すれば、マキアヴェッリは、同時代の政治並びにローマ史を中心とする過去の歴史を検討した結果、政治の循環という法則的なものを発見し、いかなる統治形態を採用すべきかは、その時々国情次第であるが、相対的に永続する最善のものが、君主政と貴族政と民衆政の混合政体であり、これは、共和制下の国すなわち共和国という国家形態において可能だと考えていた。その際、最初は絶対的権力を行使しうる僭主政もやむを得ないこと、そしてこれを媒介とした共和制によるフィレンツェやイタリアの発展も彼は考えていた。この意味で、共和制を主として論じた『ディスコルシ』と『君主論』とはマキアヴェッリにおいて矛盾するものではなかったのである。

注

- (1) 佐々木毅『マキアヴェッリの政治思想』(一九七〇年、岩波書店)。
- (2) 佐々木毅『マキアヴェッリ』, 「人類の知的遺産」24 (一九七八年、講談社), 三〇—一頁, 『マキアヴェッリの政治思想』, 一八八—九頁。
- (3) 藤原保信『西洋政治理論史』(一九八五年、早稲田大学出版部), 一九九頁, 二一〇—一頁。
- (4) *Sebastian de Gratia, Machiavelli in Hell* (New York, 1989), p. 193. (田中治男訳『地獄のマキアヴェッリ』I, 一九九五年, 法政大学出版局, 三〇三頁)
- (5) Q. Skinner, *Machiavelli* (Oxford, 1981), pp. 52, 65. (塚田富治訳『マキアヴェッリ——自由の哲学者——』, 一九九一年, 未來社, 九七頁, 一一八頁)
- (6) *Ibid.*, pp. 67-8. (塚田訳, 一二—二頁)
- (7) R. N. バーキー・友岡敏明訳『ヨーロッパの知的伝統』(一九八〇年, 晃洋書房), 二三六頁, 福田敏一『政治学史』(一九八五年, 東京大学出版会), 一九八頁も同様。 F. Millar, *The Roman Republic in Political Thought* (Hanover and London, 2002), p. 64 も参照。
- (8) Niccolo Machiavelli, *Discorsi sopra la prima Deca di Tito Livio, in Tutte le opere*, a cura di Mario Martelli (Firenze, 1971), p. 223. (永井三明訳『ディスコルシ』, 「マキアヴェッリ全集」2, 一九九九年, 筑摩書房, 三四五頁。以下, 引用箇所を本文中の「かっこ」内に数字のみ示す。原典, 永井訳の順)
- (9) B. Fontana 'Sallust and the Politics of Machiavelli', *History of Political Thought*, vol. XXIV, no. 1 (Spring 2003), pp. 87-8.
- (10) Machiavelli, *Dell'arte della Guerra, in Tutte le opere*, p. 332. (服部文彦・澤井繁男訳『戦争の技術』, 「マキアヴェッリ全集」1, 一九九八年, 筑摩書房, 一五〇頁)
- (11) Machiavelli, *Il Principe, in Tutte le opere*, pp. 260-1. (河島英昭訳『君主論』, 一九九八年, 岩波文庫, 二六—八頁)
- (12) Machiavelli, *Istorie fiorentine, in Tutte le opere*, pp. 632-33. (在里寛司・米山喜晟 訳『フィレンツェ史』, 「マキアヴェッリ全集」3, 一九九九年, 九頁)
- (13) *Ibid.*, p. 633. (在里ほか訳, 九頁)
- (14) *Ibid.*, p.632. (在里ほか訳, 八頁)

- (15) Machiavelli, “Discursus florentinarum rerum post mortem iunioris Laurentii Medices”, in *Tutte le opere*, p. 27. (石黒盛久訳「小ロレンツォ公没後のフィレンツェ統治論」, 「マキアヴェッリ全集」6, 二〇〇〇年, 一四一頁)
- (16) 佐々木『マキアヴェッリの政治思想』, 九八—九頁。
- (17) Polybius, *The Histories*, tr. W.R. Paton, Loeb Classical Library (Cambridge, Mass. and London, 1923-) 参照。
- (18) J.G.A. Pocock, *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition* (Princeton, 1975), p. 218.
- (19) たとえば, 近藤和彦編『西洋世界の歴史』(一九九九年, 山川出版社), 一四頁参照。
- (20) 同趣旨のものとして, M. Viroli, *Machiavelli* (Oxford, 1998), p. 146 参照。
- (21) レプブリカの意味と翻訳上の問題点については, たとえば, 塩野七生『ローマ人の物語』I『ローマは一日にして成らず』(一九九二年, 新潮社), 一八六—七頁参照。
- (22) Machiavelli, *Il Principe*, in *Tutte le opere*, p. 258. (河島英昭訳, 一三頁)
- (23) Skinner, *Machiavelli*, pp. 50-1.
- (24) 永井「解説」, 「マキアヴェッリ全集」2『ディスコルシ』(一九九九年), 四六八頁。
- (25) Millar, *Roman Republic in Political Thought*, p. 79.
- (26) *Ricordi*, in *Opere di Francesco Guicciardini*, vol. primo, a cura di E.L. Scarano (Torino, 1983), serie B, no. 143, p. 834. (末吉孝州訳・解説『グイッチャルディーニの「訓戒と意見」(リコルディ)』, 一九九六年, 太陽出版, 一二四—五頁)
- (27) 末吉孝州『グイッチャルディーニの生涯と時代 [下] ——グイッチャルディーニ研究序説——』(一九九八年, 太陽出版), 五九頁。
- (28) 佐々木『マキアヴェッリの政治思想』, 二九二—三〇四頁。
- (29) *The Yale Edition of the Complete Works of St. Thomas More*, vol. 3, Latin Poems, pt. II, ed. C.H. Miller et al. (New Haven and London, 1984), pp. 228-31.
- (30) たとえば, 鈴木宜則「ユートピア」, 佐藤正志・添谷育志編『政治概念のコンテクスト—近代イギリス政治思想史研究—』(一九九九年, 早稲田大学出版部), 一二九—三一頁。
- (31) H. Mansfield, *Machiavelli's New Modes and Orders: A Study of the Discourses on Livy* (Chicago and London, 2001), p. 35.)。
- (32) J. Coleman, *A History of Political Thought from the Middle Ages to the Renaissance* (Oxford, 2000), p. 276.